

令和4年度
第8回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和4年11月24日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和4年度第8回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和4年11月15日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和4年11月24日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和4年11月24日 13時00分			議長	立柳 優
	閉会	令和4年11月24日 13時46分			議長	立柳 優
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 16名 欠席 3名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	日戸重雄	○	11	中村一彦	○
	2	田村昭雄	○	12	竹田和夫	○
	3	阿部正光	○	13	工藤嘉充	○
	4	菊田健生	○	14	古川美枝子	○
	5	熊澤威人	○	15	向久保勉	○
	6	小山田和義	○	16	山本範夫	▲
	7	國司功	○	17	大森直子	▲
	8	松村勝彦	△	18	三浦美恵子	○
	9	吉田晃	○	19	立柳優	○
10	高橋栄光	▲				

遅延：議席番号8 松村勝彦 13：15着席 議案第1号より出席

議事録署名委員	議席番号 11番	中村一彦	議席番号 14番	古川美枝子
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職名	氏名		
	事務局長	田村春彦		
	農業振興係主事	高橋彩斗		
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（田村事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号8番松村勝彦委員は15分ほど遅れるそうです。議席番号10番高橋栄光委員、体調不良のため、議席番号16番山本範夫委員、所要のため、議席番号17番大森直子委員、所要のため、欠席となります。よって、現在の出席委員は19名中15名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしく願います。

議長（立柳会長）

ただ今から、令和4年度八幡平市農業委員会第8回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中15名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

2 議事録署名人の選任

議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、11番 中村一彦 委員、14番 古川美枝子 委員を指名します。

3 報告

議長（立柳会長）

次に、事務局から第8回運営委員会報告を行います。

事務局（田村事務局長）

総会資料の3ページをお開き下さい。第8回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり6項目の報告及び連絡、2項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和4年11月以降の主な会議、行事等日程について

2項目め。令和4年度第8回総会について

3 項目め。鶴岡市農業委員会視察研修について

4 項目め。耕作放棄地全体に係る農地・非農地の判定の結果について

5 項目め。令和 4 年度関係行政機関等（市）に対する意見書提出について

6 項目め。令和 5 年度農作業労賃と機械利用料金標準額表の策定スケジュールについて

以上、6 項目の内容について、事務局から説明を行いました。

関係する質疑内容と回答内容を記載しております。

続きまして、4 協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項 1 項目め。次回運営委員会の開催時間についてとなります。

協議を行った結果、12 月 9 日午前 9 時 00 分に決定となりました。

続いて、2 項目め。農地利用の意向調査についてとなります。

内容について協議を行ったところ、7 ページの中ほどに記載したとおり決定されました。

以上、2 項目について協議を行いました。改めて本日の農業委員会議の報告・連絡事項及び、協議事項で事務局より「農地利用の意向調査について」と「令和 5 年度農作業労賃と機械利用料金標準額表について」の説明を行う事としております。

関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

続きまして、5 情報提供等となります。

古川委員から 3 件の情報提供が行われ、また、立柳会長から 2 件の情報提供が行われました。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和 4 年度第 8 回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第 8 条に基づき報告します。令和 4 年 11 月 24 日 運営委員長 会長 立柳優。

以上となります。

議長（立柳会長）

ただ今の「第 8 回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（田村事務局長）

それでは、総会資料の 9 ページをご覧ください。

令和 4 年 10 月 25 日から令和 4 年 11 月 23 日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧 1 番からかた括弧 7 番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧 8 番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は 11 月 14 日の月曜日でございます。13 件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は農業委員の 5 番委員熊澤威人委員、推進委員の西根南地区の 5 番委員松村芳明委員、推

進委員の安代地区の4番委員三浦隆委員の3名でございます。

また、事務局からは佐々木係長と澤口主事と私の3名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

4 議事

議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は6件です。

申請番号1：大更第25地割301-1、田、324㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が保全管理しており、権利取得後は牧草を作付予定です。

申請番号2：松尾第12地割285、田、998㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号3：滝沢36-7、田、561㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が保全管理しており権利取得後は水稻を作付予定です。

申請番号4：松尾寄木第1地割527-1、畑、8,500㎡を含む3筆18,809㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が牧草を作付しており、権利取得後は花卉と野菜を作付予定です。

申請番号5：平館第24地割77-13、畑、380㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで

譲渡人が保全管理しており、権利取得後は野菜を作付予定です。

申請番号6：小柳田58-1、田、782㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が水稻を作付けしており、権利取得後はりんどうを作付予定です。

次の3ページに申請筆別明細を掲載、併せて、関係資料の2ページに審査項目一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号5番 熊澤威人 委員にお願いいたします。

5番（熊澤委員）

5番 熊澤威人です。

申請番号1番ですが、位置は、JR大更駅から北東へ約300mの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号2番ですが、位置は、JR松尾八幡平駅から南東へ約400mの地点です。現況は、水稻の刈り取りが終わった状態でした。

申請番号3番ですが、位置は、JR横間駅から北へ約2.9kmの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号4番ですが、位置は、柏台小学校から南へ約1.8kmの地点です。現況は、牧草が作付けされておりました。

申請番号5番ですが、位置は、平館高等学校から北へ約250mの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号6番ですが、位置は、安代総合支所から北へ約1kmの地点です。現況は、保全されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（立柳会長）

以上で、報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長 (立柳会長)

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (高橋主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の6ページをお開きください。今月の申請は1件になります。

申請番号1：松尾寄木第29地割34、田、149㎡を含む3筆、463㎡。転用の目的は、資材置場の敷設です。内容は、資材置場、通路等が計画されております。

関係資料の3ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、申請番号1番は、農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に該当しない農地で第2種農地と判断されます。例外規定ですが、代替性がないことが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (立柳会長)

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号5番 熊澤威人 委員に願います。

5番 (熊澤委員)

5番の熊澤威人です。

申請番号1番ですが、位置は寄木小学校から南西へ約700mの地点です。現況は、自己保全管理されておりました。

申請者は現在の資材置場が手狭になったことから、新たに資材置場の確保が必要となり、道路条件等を考慮した結果、申請地を選定したとのことでした。

農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の8ページをお開きください。今月の申請は6件になります。

関係資料3ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1：松尾寄木第12地割146、田、1,436㎡を含む6筆8,404㎡です。現況は、草木が生い茂り、雑種地化および山林化しておりました。

申請番号2：松尾寄木第2地割68、田、338㎡を含む2筆1,116㎡です。現況は、草木が生い茂り、雑種地化しておりました。

申請番号3、打田内266-7、畑、4,595㎡です。現況は、草木が生い茂り、原野化しておりました。

申請番号4、松尾第3地割42、畑、282㎡を含む4筆4,012㎡です。現況は、草木が生い茂り、山林化および雑種地化しておりました。

申請番号5、滝沢58-1、田、598㎡を含む4筆5,671㎡です。現況は、草木が生い茂り、雑種地

化及び山林化しておりました。

申請番号6、滝沢36-1、田、1,001㎡です。現況は、居宅が建築されており、宅地化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号5番 熊澤威人 委員に願いたします。

5番（熊澤委員）

5番の熊澤威人です。

申請番号1番ですが、位置は、寄木小学校から南西へ約500mの地点などです。現況は、草木が生い茂り、雑種地化および、山林化しておりました。申請地は、申請者の父親が昭和60年頃から耕作しておらず、相続後も耕作しなかったことで非農地化したとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は、柏台小学校から北へ約900mの地点などです。現況は、草木が生い茂り、雑種地化しておりました。申請地は、申請者の父親が平成2年頃から耕作せずにいたことで雑種地化したとのことでした。

申請番号3番ですが、位置は、安代インターチェンジから南西へ約1.1kmの地点です。現況は、草木が生い茂り、原野化しておりました。申請地は、申請者の父親が平成10年頃から、高齢のため耕作出来ずに放置したことで原野化したとのことでした。

申請番号4番ですが、位置は、JR松尾八幡平駅から北東へ約100mの地点などです。現況は、草木が生い茂り、山林化および、雑種地化しておりました。申請地は、申請者の父親が平成10年頃から耕作しなかったことで非農地化したとのことでした。

申請番号5番ですが、位置は、JR横間駅から北へ約2.6kmの地点などです。現況は、草木が生い茂り、雑種地化および、山林化しておりました。申請地は、申請者の父親が平成14年頃から耕作しなかったことで非農地化したとのことでした。

申請番号6番ですが、位置は、JR横間駅から北へ約2.9kmの地点です。現況は、住宅が建築されており、宅地化しておりました。申請地は、申請者の祖父が昭和55年に住宅を建築したことで宅地化したとのことでした。

いずれの農地も非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決します。本案について、

証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の12ページをご覧ください。

今月の申請は16件で、全件新規の申請です。賃貸借権設定は14件、そのうち中間管理機構を通した申請が4件です。また使用貸借権設定は1件で、利用権設定による申請です。また所有権移転は1件で、中間管理機構を通した申請となります。

まずは、賃貸借権設定です。

申請番号1番～9番は 西根南地区に係る申請です。

申請番号10番は 松尾地区に係る申請です。

次に、使用貸借権設定です。

申請番号11番は 西根北地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への 一時貸付及び転貸での 賃貸借権設定です。

申請番号12番～13番は 西根南地区に係る申請です。

申請番号14番～15番は 西根北地区に係る申請です。

なお、今ご説明した申請番号12番～15番は、今回の総会で 農地中間管理機構に一時貸付し、同月に 農地中間管理機構から 譲受人に貸付される 転貸によるものです。

最後に、農地中間管理機構を活用した 所有権移転です。

申請番号16番は 西根北地区に係る申請です。

なお、今ご説明した申請番号16番は、今回の総会で所有権移転が行われた後、来月の12月総会で 農地中間管理機構が新たな担い手へ一時貸付予定です。

申請筆別明細については、次の15ページから16ページに掲載しておりますので、ご確認願います。各申請とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号15番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号11番 中村一彦 委員の退席を求めます。

(11番 中村 委員 退席確認)

議長（立柳会長）

これより、申請番号15番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号15番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、申請番号15番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号11番 中村一彦 委員の着席を求めます。

(11番 中村 委員 着席確認)

議長（立柳会長）

これより、申請番号 15 番を除く議案第 4 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号15番を除く議案第4号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、申請番号15番を除く議案第4号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第5号『農地法第18条第1項の規定による許可申請に対する意見及び可否の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第5号『農地法第18条第1項の規定による許可申請に対する意見及び可否の決定について』を議題といたします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

(提案理由朗読後、内容説明)

総会資料の18ページをお開き下さい。

内容については省略

それでは審査内容を説明します。総会資料議案書の18ページをお願いします。

この農地法第18条第1項の申請は却下という意見の決定を行います。

そして可否の決定権は本来岩手県となっておりますが、岩手県及び八幡平市から八幡平市農業委員会へ農地法第18条第1項の可否の決定の権限委譲を受けています。よって、八幡平市農業委員会にて却下の意見を決定し、さらに却下の許可を決定します。

理由ですが、この申請は有限会社安比高原牧場が遠藤泰民さんに貸借するという契約への解約の申請ですが、こちらは元々転貸の口頭での契約であり、農地法や農業経営強化促進法などに基づいた契約ではありません。

また、現在その貸借契約も令和3年3月31日付けで終了しており、それ以降は契約を更新しておりません。

農地法3条第6項において、同条第1項の許可を受けないでした行為はその効力を生じないと規定しております。有限会社安比高原牧場と遠藤泰民さんの契約は農地法第3条第1項の許可に該当しないため、却下とするものです。

なお、審査内容及び却下理由は岩手県と相談しながら、事務処理を進めたことを申し添えておきます。

以上、経緯及び議案の説明を終わります。質問・意見などを含めまして、ご審議のほどよろしく願います。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第5号『農地法第18条第1項の規定による許可申請に対する意見及び可否の決定について』は、可とすることに決定いたしました。

6 閉会（13時46分）

議長（立柳会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第8回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（田村事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年12月26日

会 長 _____

11 番委員 _____

14 番委員 _____

令和4年度

第8回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和4年11月24日（木）午後1時00分～
場 所 八幡平市役所ホール棟多目的ルーム1・2

次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選任

3 報 告

(1) 第8回運営委員会報告

(2) 農地法等に関する業務報告

4 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農地法第18条第1項の規定による許可申請に対する意見及び可否の決定
定 について

5 閉 会